

# 導入促進基本計画

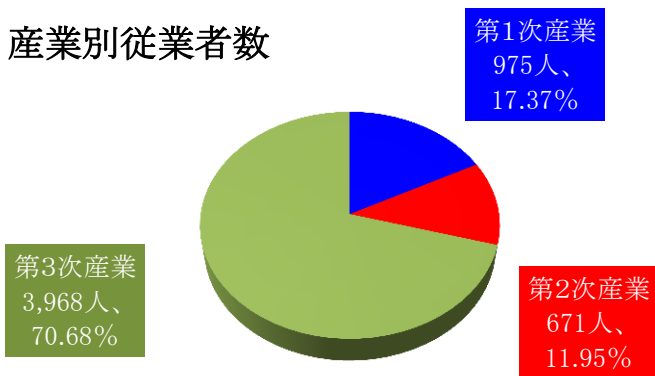
## 1 先端設備等の導入の促進の目標

### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業の実態等

上富良野町の人口は、昭和30年の自衛隊の駐屯により急増し、昭和35年にはピークの17,101人となったが、その後は減少を続け、平成30年3月末には10,851人とピーク時の約3分の2、10年前と比較しても、1割強減少している。(住民基本台帳) 総合的な人口の減少とともに生産年齢人口も平成17年には7,857人(平成17年国勢調査結果)であったのが、6,141人(平成27年国勢調査結果)と2割強減少し、その反面65歳以上の高齢人口は3,234人とこの10年で1割弱増加し、著しい人口構造の変化が見られる。

上富良野町は、北海道の中央部、道北の中核市である旭川市から南に約40kmに位置し、大雪山国立公園、豊かな田園風景が広がる国内でも有数の観光地として、毎年多くの観光客が訪れる地域でもあり、農業などの第1次産業を基幹産業としているが、陸上自衛隊が駐屯しているため産業別就業人口でみると第3次産業就業者が約7割(70.6%)を占め、以下第1次産業17.3%、続いて第2次産業11.9%となっている。

産業別従業者数



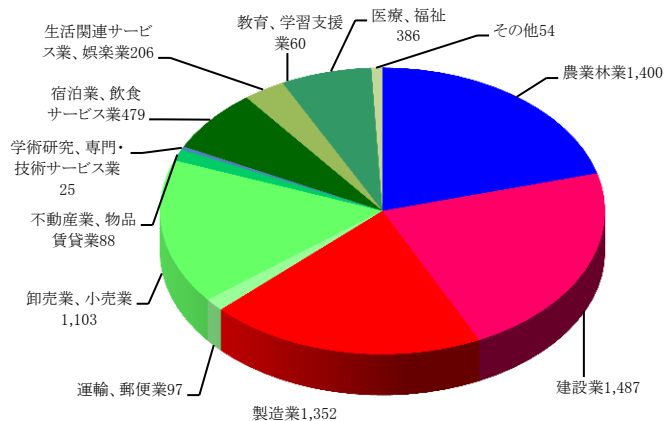
産業別従業者数	従業者数	割合
第1次産業	975	17.37%
第2次産業	671	11.95%
第3次産業	3,968	70.68%
計	5,614	100.00%

(平成27年国勢調査結果)

また、本町の産業別の付加価値額は、第2次産業である建設業と製造業を合わせ、全体の4割を超え、そのうち製造業にあっては、全体の2割を占めており、これは基幹産業である第1次産業の農業が生み出す付加価値額とほぼ同じ規模であり、本町の経済活動を支える重要な産業である。

産業別付加価値額		(単位:百万円)
産業大分類	産業大分類	割合
1 農業林業	1,400	20.8%
2-1 建設業	1,487	22.1%
2-2 製造業	1,352	20.1%
3-1 運輸業、郵便業	97	1.4%
3-2 卸売業、小売業	1,103	16.4%
3-3 不動産業、物品賃貸業	88	1.3%
3-4 学術研究、専門・技術サービス業	25	0.4%
3-5 宿泊業、飲食サービス業	479	7.1%
3-6 生活関連サービス業、娯楽業	206	3.1%
3-7 教育、学習支援業	60	0.9%
3-8 医療、福祉	386	5.7%
3-9 サービス業(他に分類されないもの)	54	0.8%
計	6,737	100.0%

(平成28年北海道経済センサス結果)



本町の中小企業は、その大半が小規模企業であり、そのうち製造業にあっては、全体の2割を占めており、これは基幹産業である第1次産業の農業が生み出す付加価値額とほぼ同じ規模であり、本町の経済活動を支える重要な産業である。

経営者の高齢化と後継者不足が顕著に現れていて、また、消費経済活動も旭川市をはじめとする近郊自治体に流出している要因も重なり、経営を断念する企業も少なくはない。

また、製造業においては、雇用のミスマッチが生じ、必要な人材が確保されない企業もあることから、これらの現状を改善するための生産性が図られる設備の更新を促していくことも課題とされる。

さらに、地元の豊富な食資源と北海道内でも有数の観光地である地域特性を活かし、これら農畜産物を加工・製造する農業の6次産業化も以前から進んでおり、これらの取組において生産性を高める設備の整備も基幹産業である農畜産業の維持、そして、連動する観光関連産業基盤の維持拡充において重要な課題と言える。

## (2) 目標

上富良野町内においては、中小企業を対象とした商工業者持続化補助制度、新規開業・特産品開発補助制度により企業の設備投資等を促し、また、担い手を育成するための人材育成事業、担い手助成制度など総合的なサポート支援体制を有しているが、労働生産性や生み出される付加価値を高めるためには、さらなる助成措置や税制の優遇により、中小企業の設備投資に対する意欲を喚起し、支援していくことが必要であるため、生産性特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進計画を策定し、地域経済の更なる維持・発展を目指す。

これらを実現するための目標として、計画期間中に新たに3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目的とする。

## 2 先端設備等の種類

上富良野町の産業構造は、前述の従事者別でみると圧倒的に第3次産業が多いが、本町で創出する付加価値額でみると、農林業、建設業、製造業及び卸売・小売業が横並びし、そのほか観光地である地域特性を勘案し、幅広い設備において生産性の向上を図ることが必要であるため、本計画において対象とする設備は、生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等すべてとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

上富良野町の地勢、集落及び土地利用形態については、国道237号を主要道路幹線とし、東部に位置する大雪山国立公園の麓に市街地が形成され、第3次産業を中心とする小売業、サービス業及び飲食業が営まれ、製造業は国道に隣接する西部にもものづくり関連製造業が集積し、このほか市街地内及び周辺に立地している。

この市街地を覆うように水田や畑作などの農地が広がり、富良野盆地としての恵まれた環境により生産される多種多様な農産物を加工・製造・販売など6次化に取り組む農業者も点在している。また、これらの農地を映し出す優良な景観は、北海道内においても有数の観光エリアである

富良野・美瑛地域のシンボルであり、ペンションなどの宿泊業、サービス業も点在し、農業と連携した観光産業も本町の重要な産業基盤となっている。

以上のことから本町全域において生産性を向上させる必要があることから、対象地域を上富良野町全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

上富良野町の産業構造は、多様な産業をもって構成されていることから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発及び新事業展開による設備投資、人材確保困難を解消するための設備機能のオートメーション化の推進など様々であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年3%以上に資すると見込まれる事業すべてとする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

#### (1) 雇用への配慮

町は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定確保に配慮するものとする。

#### (2) 健全な地域経済の発展への配慮

町は、公序良俗に反する取組や反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。